

生 通 甲 達 第 4 号
令和元年5月27日
〔改正 令和5年7月13日〕
刑 企 甲 達 第 2 3 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察における無線電話局等の管理運用要領の制定について

このたび、福井県警察無線電話局等の管理運用に関する訓令（平成29年福井県警察本部訓令第19号）を一部改正したことに伴い、別添のとおり「福井県警察における無線電話局等の管理運用要領」を制定し、無線電話局等による通信に必要な無線機器及び警察移動無線のコード等を管理運用することとしたので、事務処理上誤りのないようされたい。

なお、福井県警察における無線電話局等の管理運用要領の制定について（平成29年生通甲達第4号）は、廃止する。